

留学生の入国・在留の状況及び 適正・円滑な受入れのための取組

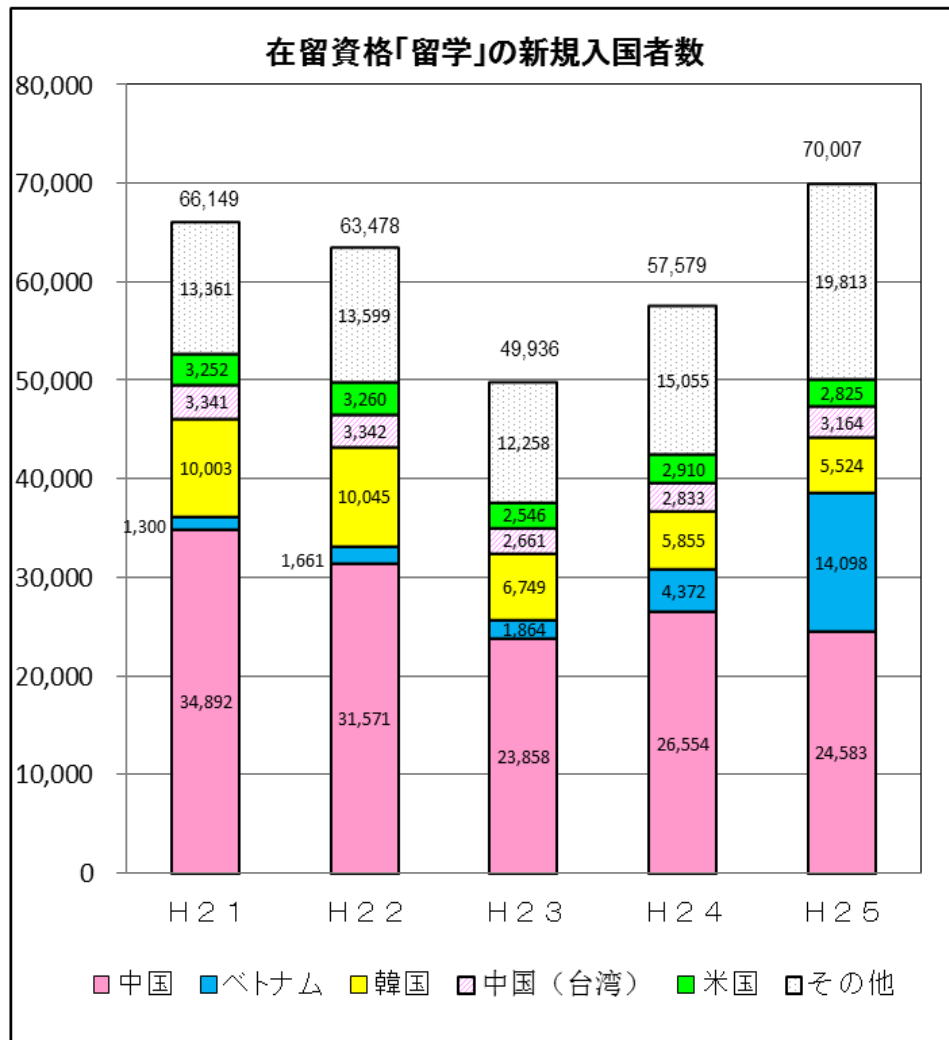


平成26年5月

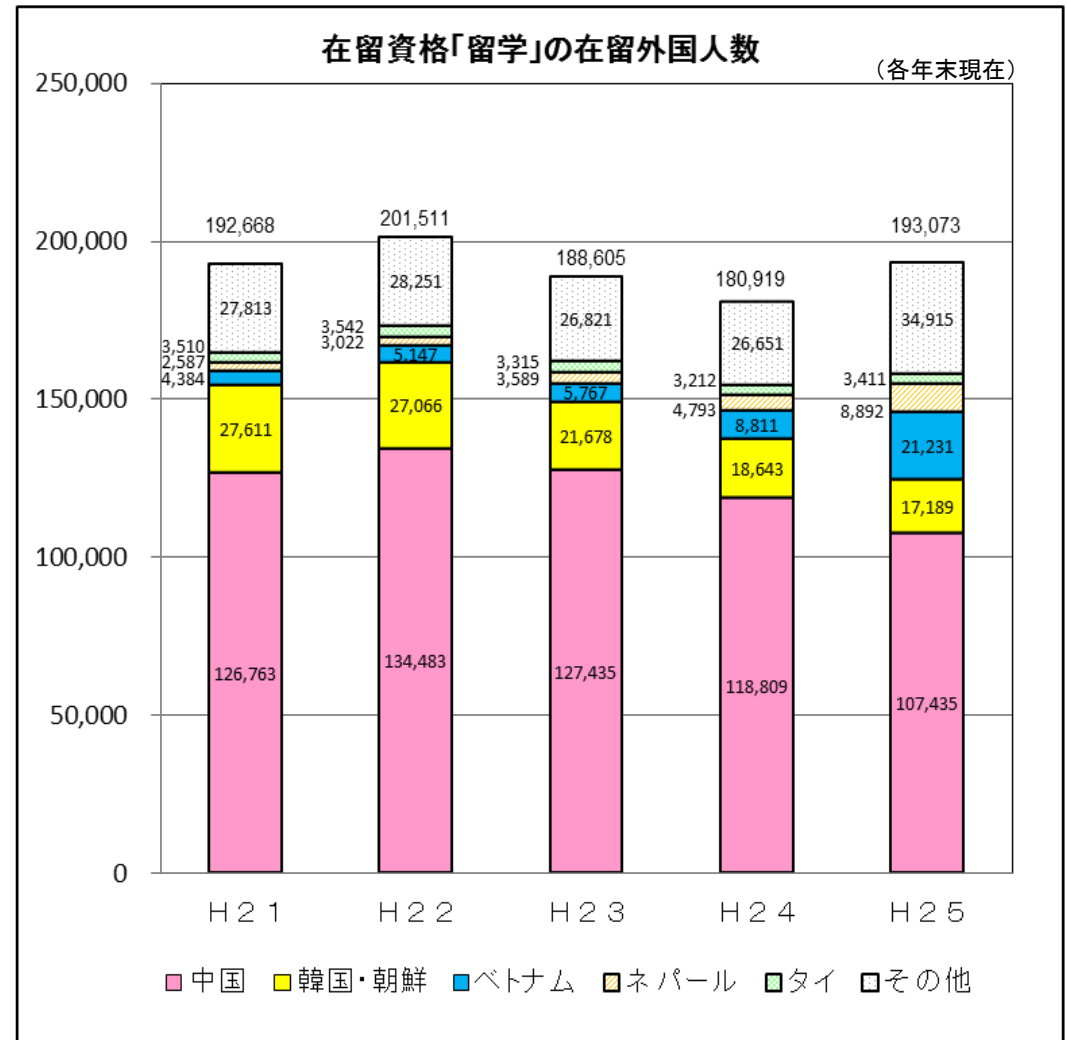
法務省入国管理局

留学生の入国・在留状況

- 平成22年7月に「留学」と「就学」の在留資格を「留学」に一本化した。
- 平成25年における新規入国者数は約7万人であり、震災前の水準を上回っている。国籍・地域別では中国が約4割、ベトナムが約2割を占めている。
- 平成25年における在留外国人は約19万人であり、国籍・地域別では中国が約6割を占めている。



※1 平成22年までは「留学」と「就学」の合算数



※1 平成22年までは「留学」と「就学」の合算数

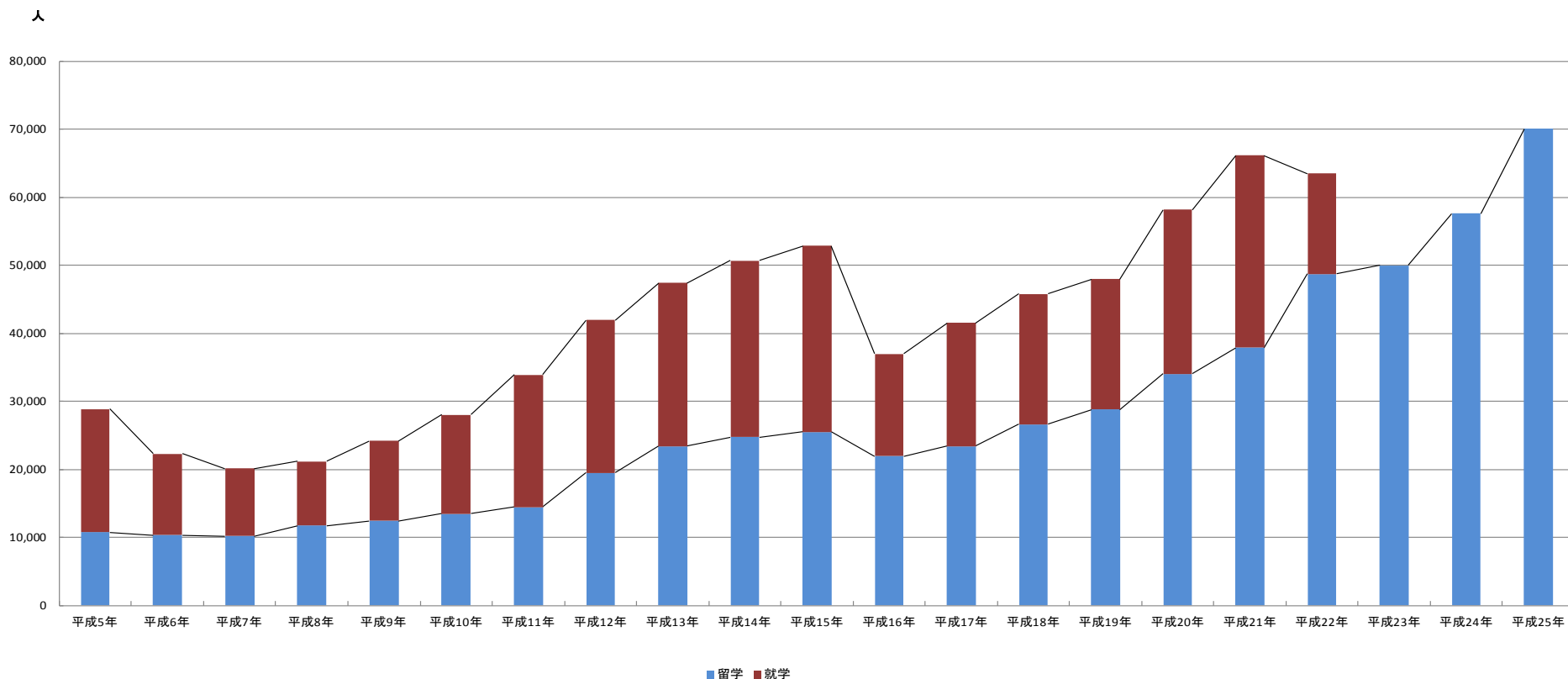
※2 平成23年までは外国人登録者数

※3 中国には台湾を含む

留学生の新規入国者数の推移

- 約20年前の平成5年と比較して、平成25年は約2.4倍に増加している。
- 平成15年頃に留学生の不法残留者数が増加する傾向にあったことを受けて、経費支弁能力等に係る審査を徹底するなど慎重な審査を実施したこと等の影響で、平成16年に大幅に減少している。
- また、震災の影響により、平成23年に大幅に減少している。

在留資格「留学」・「就学」に係る新規入国者数の推移



(単位:人)

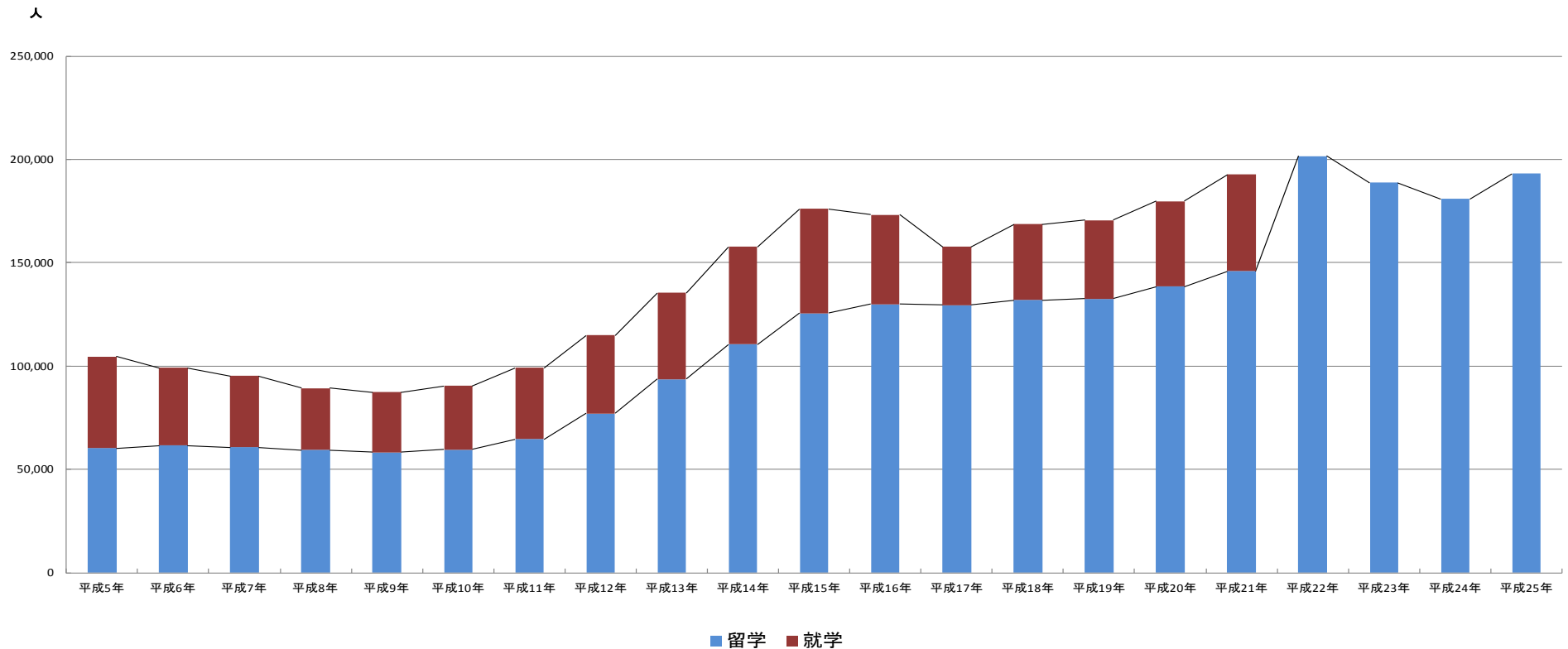
	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総数	28,849	22,284	20,083	21,153	24,163	28,018	33,872	41,907	47,348	50,678	52,822	36,985	41,474	45,755	47,939	58,116	66,149	63,478	49,936	57,579	70,007
留学	10,722	10,337	10,155	11,717	12,408	13,478	14,446	19,503	23,416	24,730	25,460	21,958	23,384	26,637	28,779	34,005	37,871	48,706	49,936	57,579	70,007
就学	18,127	11,947	9,928	9,436	11,755	14,540	19,426	22,404	23,932	25,948	27,362	15,027	18,090	19,118	19,160	24,111	28,278	14,772			

(注) 平成22年7月施行の法改正で「就学」は「留学」に一本化された。

留学生の在留外国人数の推移

- 約20年前の平成5年と比較して、平成25年は約1.8倍に増加している。
- 平成15年頃に留学生の不法残留者数が増加する傾向にあったことを受けて、経費支弁能力等に係る審査を徹底するなど新規入国者に係る慎重な審査を実施したこと等の影響で、平成16年及び平成17年に減少している。
- また、震災の影響により、平成23年及び平成24年に減少している。

在留資格「留学」・「就学」に係る在留外国人数の推移



(単位: 人)

	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総数	104,528	99,168	95,126	89,307	87,366	90,339	99,187	114,761	135,380	157,613	176,070	173,081	157,715	168,510	170,590	179,827	192,668	201,511	188,605	180,919	193,073
留学	60,110	61,515	60,685	59,228	58,271	59,648	64,646	76,980	93,614	110,415	125,597	129,873	129,568	131,789	132,460	138,514	145,909	201,511	188,605	180,919	193,073
就学	44,418	37,653	34,441	30,079	29,095	30,691	34,541	37,781	41,766	47,198	50,473	43,208	28,147	36,721	38,130	41,313	46,759				

(注1) 各年末現在の数字である(平成23年までは外国人登録者数、平成24年以降は在留外国人数)。

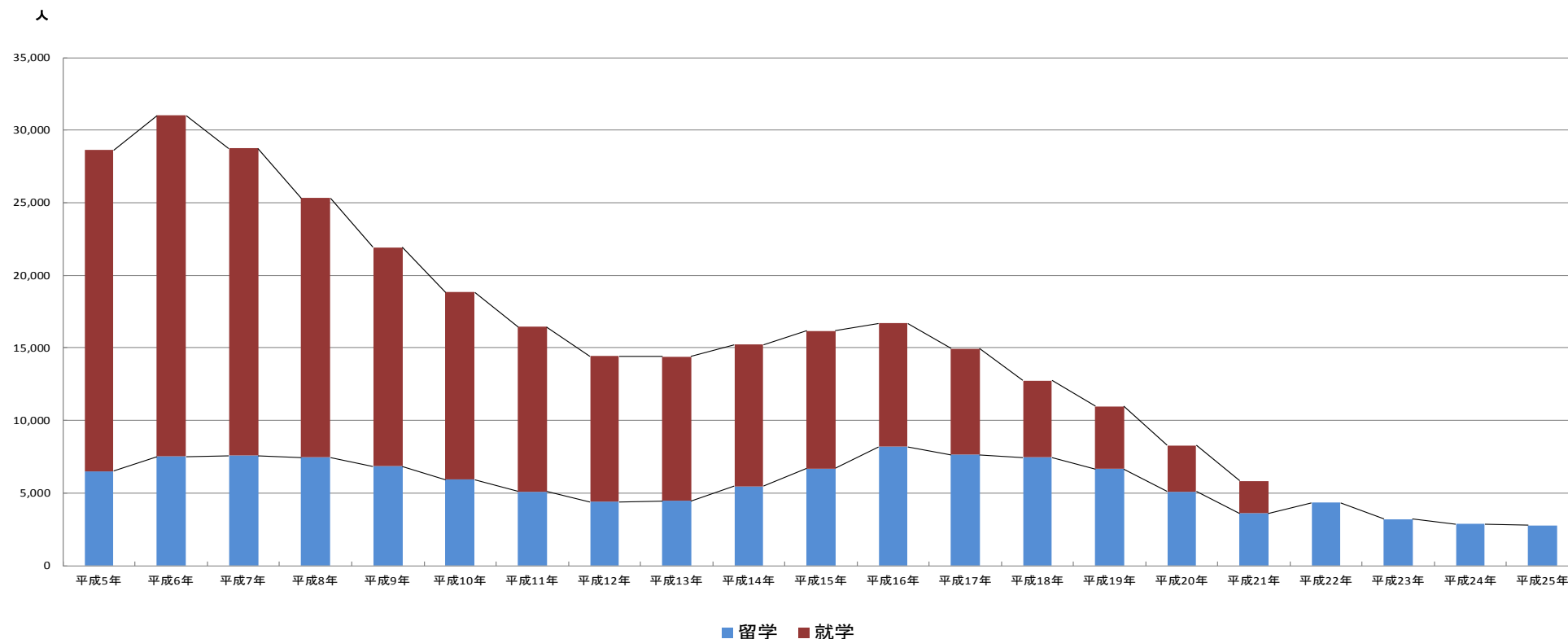
(注2) 平成22年7月施行の法改正で「就学」は「留学」に一本化された。

留学生の不法残留者数の推移

■約20年前の平成5年と比較して、平成25年は約10分の1に減少している。

■不法残留者数全体に占める割合は、平成5年が8.9%、平成15年が6.9%、平成25年が4.6%となっており約20年前と比べて割合はほぼ半減している。

在留資格「留学」・「就学」に係る不法残留者数の推移



(単位:人)

	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総数	28,619	30,995	28,753	25,318	21,907	18,845	16,459	14,426	14,395	15,229	16,183	16,679	14,935	12,729	10,978	8,276	5,842	4,322	3,187	2,847	2,777
留学	6,497	7,502	7,587	7,445	6,824	5,914	5,100	4,401	4,442	5,450	6,672	8,173	7,628	7,448	6,667	5,090	3,610	4,322	3,187	2,847	2,777
就学	22,122	23,493	21,166	17,873	15,083	12,931	11,359	10,025	9,953	9,779	9,511	8,506	7,307	5,281	4,311	3,186	2,232				

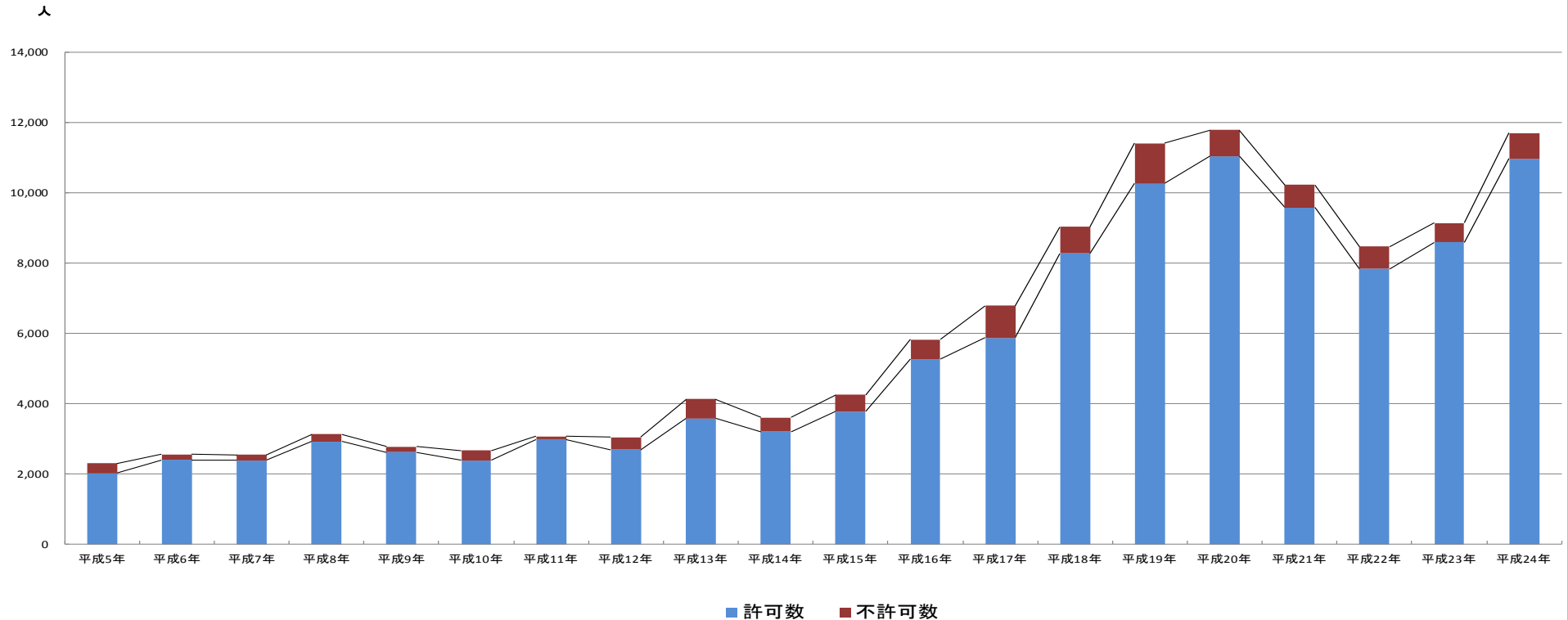
(注1) 平成5年から平成7年までについては、同年の11月1日現在、平成8年以降は翌年の1月1日現在の数字である。

(注2) 平成22年7月施行の法改正で「就学」は「留学」に一本化された。

留学生から就職目的の在留資格変更許可申請に係る処分数等の推移

- 約20年前の平成5年と比較して、平成25年は約5倍に増加している。
- リーマンショックによる就職難により、平成21年及び平成22年に減少している。
- 平成24年の在留資格別許可数の内訳は、「人文知識・国際業務」が7,565人、「技術」が2,227人で、この2つの在留資格で全体の89.3%を占めている。
- 平成24年の留学生の就職先の業種については、商業・貿易分野が2,728人(24.9%)、教育分野が933人(8.5%)、コンピュータ関連分野が903人(8.2%)と上位を占めている。

留学生から就職目的の在留資格変更許可申請に係る処分数等の推移



	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総数	2,299	2,555	2,551	3,135	2,775	2,663	3,071	3,039	4,132	3,600	4,254	5,820	6,788	9,034	11,410	11,789	10,230	8,467	9,143	11,698
許可数	2,026	2,395	2,390	2,927	2,624	2,391	2,989	2,689	3,581	3,209	3,778	5,264	5,878	8,272	10,262	11,040	9,584	7,831	8,586	10,969
不許可数	273	160	161	208	151	272	82	350	551	391	476	556	910	762	1,148	749	646	636	557	729
許可率	88.1%	93.7%	93.7%	93.4%	94.6%	89.8%	97.3%	88.5%	86.7%	89.1%	88.8%	90.4%	86.6%	91.6%	89.9%	93.6%	93.7%	92.5%	93.9%	93.8%

(注) 平成25年については、現在集計中。

留学生の管理等について

■在籍管理

留学生は、教育機関から離脱・移籍等をした場合、当該事由に係る届出を行い、また、留学生の所属する教育機関は、留学生の受入れを開始・終了等した場合、当該事由に係る届出を行う。

これらの届出状況や在留期間更新許可申請内容等から、必要に応じて実態調査を行い教育機関の在籍管理の適否を確認。

■資格外活動許可

「留学」の在留資格で本邦に在留する者は、地方入国管理局において、資格外活動許可を受けることが可能。

なお、新規入国者であり、「留学」の在留資格で「6月」以上の在留期間が決定された者については、出入国港において、上陸許可に引き続いて資格外活動許可申請が可能。

■在留資格の取消し

継続して3か月以上、現に有している「留学」の在留資格に係る活動を行っていない場合は、在留資格取消しの対象。

留学生の適正・円滑な受入れのための入国管理局の取組

1 適正な受入れの促進

○教育機関による在籍管理の徹底（平成11年12月）

教育機関による生活指導等在籍管理の徹底を図るため、大学等には所在不明者等の定期報告を求め、専修学校等には所在不明者、在籍状況等の定期報告を求めることとした。

○経費支弁能力等に係る審査の徹底（平成15年11月）

留学生の不法残留者が再び増加する傾向にあり、留学生や就学生による犯罪が大きな社会問題となっていたことから、不法残留者の発生状況等を踏まえ、教育機関に入学を希望する者の経費支弁能力等に係る慎重な審査を実施することとした。

○教育機関による留学生の在籍状況等の届出（平成24年7月）

留学生の適正な受入れには、教育機関における入学選抜や在籍管理等が適切に行われることが重要であることから、日本語学校等にのみ求めていた在籍状況を含め、全ての教育機関に対して、留学生の在籍状況等の届出を求めることとした。

2 入国・在留審査の簡素化

○身元保証書の廃止（平成8年12月）

留学生が入国前に身元保証人を探すことは困難であること等から、留学生のより一層の円滑な受入れを図るため、身元保証書を廃止した。

○提出書類の簡素化（平成9年3月）

在留資格認定証明書交付申請において、大学に入学を希望する者に対しては、原則として、卒業証書や身分関係を証する文書等の提出を不要とし、入学許可書の写し、経費支弁能力に係る資料の提出のみとした。

○提出書類の簡素化（平成11年12月）

不法残留者や不法就労者を発生させていないなど入学選抜や在籍管理を適切に行っていると認められる大学等からの申請について、提出書類の大幅な簡素化を図り、原則として、在留資格認定証明書交付申請において、申請書のみ提出を求める取扱いとした。

3 在留期間の延長

○「留学」及び「就学」の在留期間の延長（平成11年10月）

外国人の申請負担軽減及び審査業務の簡素合理化の観点から、「留学」の在留期間を「1年又は6月」から「2年又は1年」に、「就学」の在留期間を「1年、6月又は3月」から「1年又は6月」に延長した。

○「留学」の在留期間の新設（平成21年7月）

留学生の負担軽減及び入学前の諸準備や卒業後の出国準備に係る在留期間を考慮し、「留学」の在留期間に「2年3月」及び「1年3月」を新設した。

○「留学」の在留期間の新設（平成24年7月）

在留期間の上限が「3年」から「5年」に延長されたことを踏まえ、「留学」の在留期間に「4年3月」、「4年」、「3年3月」、「3年」等を新設した。

4 資格外活動の緩和

○資格外活動許可の取扱いの変更（平成10年8月）

「留学」の在留資格をもって在留する者に対して、資格外活動の時間を1日4時間以内から1週28時間以内（長期休業期間にあっては、1日8時間以内）に変更した。

○資格外活動に当たらない報酬の規定の追加（平成22年7月）

大学又は高等専門学校との契約に基づいて行う教育又は研究を補助する活動は資格外活動に当たらないこととした。

5 在留資格「留学」・「就学」の一本化

○在留資格「留学」及び「就学」の一本化（平成22年7月）

欧米諸国においては教育機関の形態による在留資格の区分を行っていない国が多く、就学を留学へのワンステップとした位置付けが強まっており、在留資格「就学」に係る不法残留者数は年々減少傾向にあったことを踏まえ、教育機関の形態による在留資格の区分をなくし、「留学」と「就学」を一本化した。

在留資格を一本化しつつも、上陸許可の要件については引き続き教育機関の形態に応じたものとし、適正な在留管理を実施している。

留学生の我が国企業への就職の円滑化のための入国管理局の取組

1 在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の柔軟な運用

○IT関連技術者に対する在留資格の柔軟な取扱い（平成13年2月）

いわゆるIT関連の業務は、必ずしも理工系の技術・知識に限られない文系の知識を含む広範な分野の知識を必要とする業務となっている状況を踏まえ、IT関連技術者については、「技術」の在留資格に該当しない場合であっても、「人文知識・国際業務」の在留資格への該当性を十分検討してその在留資格を決定することとした。

○大学の専攻科目と就職先の業務内容との関連性の柔軟な取扱い（平成20年7月）

現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の該当性の判断に当たっては、大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性について、柔軟に判断してその在留資格を決定することとした。

2 専門学校卒業生の就職の取扱い

○在留資格変更許可申請における取扱い（平成9年7月）

我が国の専門学校を卒業した留学生からの就職を目的とした在留資格変更許可申請については、本邦において行おうとする活動が就労に係るいずれかの在留資格に該当し、「専門士」の称号を取得しており、就職先の職務内容と専修学校における修得内容に関連性があれば、学歴要件（大学卒業）を満たしていなくても、在留資格の変更を認めることとした。

○上陸審査における取扱い（平成23年7月）

我が国の専門学校を卒業した留学生がいったん帰国した場合でも本邦において就労することが可能となるよう、「技術」、「人文知識・国際業務」等の上陸基準省令の学歴要件に、本邦の専門学校を卒業したことを追加した。

3 留学生の卒業後の就職支援

○大学卒業後最長180日間の滞在の容認（平成16年2月）

留学生が大学を卒業後に継続して就職活動を行う場合について、一定の要件の下「短期滞在」の在留資格を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長180日間滞在し就職活動を行うことを可能とした。

○専門学校卒業後最長180日間の滞在の容認（平成18年3月）

留学生が専門学校を卒業後に継続して就職活動を行う場合について、一定の要件の下「短期滞在」の在留資格を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長180日間滞在し就職活動を行うことを可能とした。

○大学等卒業後最長1年間の就職活動の容認（平成21年3月）

留学生が大学又は専門学校を卒業後に継続して就職活動を行う場合について、一定の要件の下「特定活動」の在留資格を許可し、更に1回の在留期間更新を認めることにより、最長1年間滞在することを可能とした。

○継続就職活動中に就職先が内定した者の採用までの在留の容認（平成21年3月）

我が国での企業の採用時期が一般的に4月であることから、一定の要件の下に、採用までの間（内定後1年以内であって卒業後1年6月を超えない期間に限る。）滞在することを可能とした。

4 入国・在留審査の迅速化・簡素化

○上場企業等からの在留資格認定証明書交付申請に係る審査の迅速化（平成16年3月）

東京証券取引所上場企業又はこれと同程度の規模を有する機関等との契約に基づいて雇用される外国人の申請については、申請からおおむね2週間以内に処理することとした。

○カテゴリー分けによる審査の迅速化等（平成21年9月）

就労を目的とする在留資格については、雇用契約機関をカテゴリー別に分類し、上場企業等（カテゴリー1）及びそれらに準ずる規模を有する企業等（カテゴリー2）に該当するときは、基本的に申請書の提出のみを求め、立証資料を求めないこととし、更なる審査の迅速化・簡素化を図った。

※ 上記以外にも、高度人材外国人及びいわゆるアジア拠点化推進法に基づき経済産業大臣により認定された企業に雇用される外国人に係る在留資格認定証明書交付申請については、おおむね10日程度をめどとして処理することとしている。